

政治思想学会倫理綱領

政治思想学会は、政治思想に関する研究を促進し、研究者相互の交流を図るという「政治思想学会規約」第1条の目的を遂行するため、本学会の会員および本学会による学術研究に関わるすべての者が遵守すべき倫理規範、および会員によるその違反に対する処分について、以下のとおり定める。

第1条 【研究・教育・学会運営における公正の確保】会員は、研究・教育・学会運営にあたって、公正な態度、行動を維持しなければならない。

第2条 【研究の倫理性確保】会員は、研究に当たって、研究目的と研究手法の倫理性に充分注意を払い、社会の信頼を損なわないよう留意しなければならない。

第3条 【差別の禁止】会員は、思想信条・性別・性的指向・年齢・出自・宗教・民族的背景・障害の有無・家族状況などによって、差別的な扱いをしてはならない。

第4条 【ハラスメントの禁止】会員は、アカデミック・ハラスメントやセクシャル・ハラスメントなど、ハラスメントに該当する行為をしてはならない。

第5条 【人権とプライバシーの尊重】会員は、調査を実施する際には、調査対象者の人権とプライバシーを尊重しなければならない。

第6条 【研究資金の適正使用】会員は、研究資金を適正に取り扱い、これを濫用してはならない。

第7条 【著作権の尊重】会員は、研究に当たって、著作権を尊重しなければならない。剽窃・盗用・二重投稿など、著作権を侵害する行為をしてはならない。

第8条 【倫理委員会の設置】政治思想学会は、本規程の目的を実現するため、理事会の下に倫理委員会を設置する。倫理委員会については、別に定める「倫理委員会規程」によることとする。

第9条 【措置】理事会は、倫理委員会からの提案に基づき、以下の処分を行うことができる。

(1)除名

(2)退会勧告

(3)会員資格の停止

(4)学会の役職・委員会の委員就任、研究大会での登壇、学会誌『政治思想研究』の査読および論文投稿について、一定期間の自粛勧告

第10条 【異議申立て】処分が決定した会員は、処分内容について、理事会に対して異議申立てを行うことができる。異議申立ての期間は、処分の通知を受けた日から2週間以内とする。

第11条 【外部への通知】理事会は、第9条に規定された処分の内容について、処分が決定した会員が所属する研究機関等に対して、状況を勘案したうえで不正行為に関する通知を行うことができる。

*この綱領は、2023年5月27日より施行する。改廃については、総会の議決を経ることとする。